

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	かつらぎ町域樋門等操作業務
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長 生田 浩一 和歌山県和歌山市西汀丁16
契約締結日	令和 3年 4月 1日
契約の相手方の 氏名及び住所	かつらぎ町長 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁の町2160
契約金額 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 6, 303, 440-
予定価格 (消費税及び地 方消費税含む)	¥ 6, 303, 440-
随意契約による こととした理由	本業務は、紀の川水系紀の川の渋田樋門他における施設の操作を実施するものである。 河川管理施設の施設操作については、河川法第99条の規定に基づき、関係地方公共団体に委託することができ、渋田樋門他はその操作を行う影響がかつらぎ町の区域に限られるため、委託者和歌山河川国道事務所長と受託者かつらぎ町長で操作委託協定を締結している。 以上のことから、本業務を履行できるのは、唯一、かつらぎ町であるので随意契約を行うものである。
備考	